

西宮市平成教育史刊行業務提案者募集要項

西宮市教育委員会
教育研修課長
教育総務課課長

1 概要

(1) 件名

西宮市平成教育史刊行業務

(2) 業務内容

西宮市教育史第一集（西宮市戦後教育史）、第二集（続西宮市戦後教育史）は、それぞれ教育委員会発足 20 周年と 45 周年を機に刊行されたものである。

この度、第一集、第二集と併せて、主に戦後から現在までの本市教育のあゆみを考察することができるようにし、今後の本市教育の一層の充実・発展に資することを目的として、平成元年から令和 3 年までを対象とする「西宮市平成教育史」を編纂するもの。

詳細は、別紙「西宮市平成教育史刊行業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 選定方式

公募型プロポーザル方式により提案を求め、提案内容、提案価格、プレゼンテーション等の評価基準をもとに、評価・審査し、受託候補者を選定する。

(4) 契約期間

契約締結日の翌日～令和 9 年 9 月 30 日

(5) 見積限度額

21,100 千円（税抜）

なお、各年度における契約金額の支払は、下表に示す金額（税抜）を上限とし、各年度末 1 回払いとする。

	本編	資料編	合計
令和 5 年度	200 千円	50 千円	250 千円
令和 6～9 年度 (4 か年度総額)	17,400 千円	3,450 千円	20,850 千円
合計	17,600 千円	3,500 千円	21,100 千円

2 参加資格要件

受託事業者は、契約締結日において次の各号に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 西宮市指名停止基準による指名停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条第1号から第3号の規定する暴力団及び暴力団員等が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
- (8) 別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (9) 個人情報の保護について、関係法令を遵守し、西宮市の取扱いに準じた措置を講ずる体制を整備していること。
- (10) 令和5年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている、又は名簿に登載がない場合は、法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税、地方消費税及び本市の市税（西宮市内に本店（本社）がある場合に限る）に未納がある者（地方税法第15条に基づき徴収の猶予を受けている者または国税通則法第46条に基づき納税の猶予を受けている者を除く）でないこと。

※上記の参加資格の確認基準日は参加申込書の提出日とし、確認基準日以降、契約締結日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、失格とする。

3 スケジュール

項目	日程（予定）	備考
① 公募開始	令和5年10月4日（水）	市ホームページに公開
② 質問書の提出期限	令和5年10月11日（水） 正午	電子メールによる。 件名は「西宮市平成教育史に係る質問（社名）」とすること (k_soumu@nishi.or.jp)
③ 質問書への回答	令和5年10月18日（水）	
④ 参加申込書等の提出期限	令和5年11月1日（水）正午	
⑤ 参加資格確認結果通知	令和5年11月10日（金）	
⑥ 提案書等の提出期限	令和5年11月28日（火）正午	
⑦ 二次審査 （提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年12月15日（金）午後	
⑧ 結果通知	令和5年12月22日（金）	
⑨ 契約締結	令和5年12月22日（金）以降	

4 質問書の受付

提案仕様書等の内容に質問がある場合は、質問書（様式第5号）を以下の期限までに電子メールで提出すること。電子メールの件名は、「西宮市平成教育史に係る質問【社名】」とすること。

- (1) 提出期限

令和5年10月11日（水）正午（必着）

※提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

(2) 提出先

教育総務課へメールで提出。電子メールの件名は、「西宮市平成教育史に係る質問【社名】」
とすること。（アドレス：k_soumu@nishi.or.jp）

(3) 回答方法

質問者及び回答時点で参加申込書を提出した者に電子メールで回答するほか、市ホームページでも公表する。

5 プロポーザルへの参加申込書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書等を次のとおり提出すること

(1) 提出期限

令和5年11月1日（水）正午（必着）

※提出期限を過ぎたものは一切受け付けない

(2) 提出先

〒662-8567

西宮市六湛寺町10-3（本庁舎6階）

西宮市教育委員会 教育総括室 教育総務課

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。

持参による場合は、平日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時の間の受付とする。（ただし、最終日は正午まで）

郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。また、郵送の場合においても最終日正午必着とする。

(4) 提出書類と部数

原本1部をファイルに綴じこむこと。

ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）パンフレット類の追加も可

ウ 見積書（年度ごと且つ本編と資料編の内訳がわかるもの）

エ 納税証明書（※1）

（※1）西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない業者のみ、「2 参加資格要件（10）」を明らかにする納税証明書を提出すること。

6 提案者の選定

プロポーザル参加申込書の中から、前記2に定める参加資格要件を満たす者を提案者として選定する。所管課長は、「参加資格確認結果通知書（様式第3号）」により通知し、参加資格を満たす者には「提案依頼書（様式第4号）」を送付する。

7 提案書等の提出

提案書を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年11月28日(火) 正午(必着)

※提出期限を過ぎたものは一切受け付けない

(2) 提出先

〒662-8567

西宮市六湛寺町10-3 (本庁舎6階)

西宮市教育委員会 教育総括室 教育総務課

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。

持参による場合は、平日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時の間の受付とする。(ただし、最終日は正午まで)

郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。また、郵送の場合においても最終日正午必着とする。

(4) 提出書類と部数

原本1部(ア～オ)、副本8部(イ～オ)とし、ファイルに綴じこむこと。なお、「ア 提案書」を除き、社名及び社名が特定できる表現は避けること。

ア 提案書 (様式第6号)

イ 業務方針 (様式第7号)

- ・仕様書に定める基本方針に対する考え方
- ・原稿完成までの手順、完成原稿から印刷製本までの手順
- ・市が設置する編集作業部会との連携に対する考え方
- ・著作権、肖像権に対する考え方及び対応が必要な事態への対処方針
- ・原稿執筆の進め方に対する基本的な考え方
- ・原稿執筆に対する自社の強み
- ・特記事項

ウ 業務実施体制 (様式第8号)

- ・業務実施にあたる実施体系及び担当者の明示と詳細

エ 受託実績 (様式第9号)

- ・直近10年間における執筆を含む教育史、市史、社史などの受託実績

オ その他提案に関する関連資料

8 受託先候補の特定

(1) 受託先候補の特定

市職員で構成する「業者選定作業部会」(以下「部会」という。)において、受託先候補に選定された事業者による二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を実施し、後記

(2)に定める審査項目に対する、評価基準に基づく評価結果を以って、受託先候補とする。

【二次審査(プレゼンテーション及びヒアリングの実施予定)】

日時: 令和5年12月15日(金) 午後

場所: 西宮市役所本庁舎6階 教育委員会会議室(西宮市六湛寺町10-3)

提案時間: 約20分、質疑: 約10分

※業務責任者及び管理責任者が出席すること

(2) 審査項目及び配点

審査項目	主な観点	配点
受託実績	直近 10 年間の執筆を含む教育史、市史、社史などの実績	5 点
実施体制	業務体制の整備、各担当者の経験年数等	10 点
見積額	価格の優位性	5 点
基本方針	仕様書に定める基本方針を踏まえた提案になっているか	10 点
主要検討項目	原稿完成までの手順及び印刷製本までの手順について、実現性のある計画になっているか	10 点
	市が設置する編集作業部会と適切に連携を図りながら編纂を進める提案になっているか	10 点
	個人情報、著作権、肖像権など法令順守に対する考え方及び対応が必要な事態への対処方針は適切か	10 点
	原稿執筆する上で順守すべき事項を正しく理解した提案がなされているか	10 点
	原稿執筆に対する強みを感じられる提案になっているか	20 点
特記事項	提案の中に特筆すべき事項が含まれているか	10 点

(3) 審査方法

- ア 応募者から提出された提案書等とプレゼンテーションの結果を踏まえ、評価基準に基づき部会において評価点を算出し、最も高いものを受託先候補とする。
なお、最高評価点が複数いる場合は、部会の合議により決定する。
- イ 評価には最低基準点を設けており、評価点が 60 点に満たない場合は、受託先候補として選定しない。

(4) 選考結果の通知等

二次審査に参加した者には、結果通知書（様式第 11 号）により結果を通知する。

(5) 不適格事項

次のいずれかの要件に該当した場合は審査対象から除外し、審査後に発覚した場合は失格とする。

- ア 提出方法、提出期限、提出先、必要書類等が定められた方法に適合しない場合
- イ 見積金額が見積限度額を超えている場合
- ウ 提出された書類に、虚偽の記載や重大な誤脱があった場合
- エ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

(6) 契約の締結

- ア 審査の結果、受託候補者として選定された事業者と西宮市の双方協議のもとで最終仕様を決定し、見積金額の範囲内で業務委託契約を締結する。
- イ 業務の詳細については提案書をもとに、変更や修正を依頼することがある。

9 その他注意事項

- (1) プロポーザル参加申込書等、及び提案書等の提出は、参加者 1 者につき 1 件とする。
- (2) プロポーザルに関して参加者が必要とした費用は、すべて参加者の負担とする。

- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) プロポーザル参加申込書等及び提案書等の提出後は、提出書類の差替え及び追加等は認めない。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第10号）を提案書等の提出期限である11月28日（火）正午までに、持参または郵送（必着）にて提出すること。
- (6) 配置予定の業務担当者及び総括責任者は、傷病、死亡、退職等きわめ特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとする。なお、これら特別な場合にやむを得ず変更を行う場合は、変更前と同等以上の者であるとの了承を本市に得なければならない。
- (7) 提出された書類が著作物に当たる場合でも、西宮市情報公開条例の規定に基づき公開する場合がある。
- (8) 受託先候補については、市のホームページで公開する
- (9) 契約に当たっては、西宮市が定めた業務委託契約書を使用する。業務委託契約書の約款は西宮市ホームページ
(https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/keiyaku/kisoku/keiyakusho.files/itaku-yakkann_r2.6.1.pdf) で閲覧できるので、事前に記載内容を確認すること。
なお、業務委託契約書第6条及び第7条の規定中「業務主任技術者」とあるのは「業務責任者」、「業務責任者」とあるのは「管理責任者」とそれぞれ読み替えるものとする。

10 問い合わせ及び書類の提出先

西宮市教育委員会 教育総括室 教育総務課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3

電話：0798-35-3825

メール:k_soumu@nishi.or.jp